

令和7年度 地域密着型サービス等の運営指導について

「運営指導」とは、

介護サービス事業所において、適正な事業運営が行われているか都道府県および市町村の担当者が確認し、介護サービス事業者の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化に繋げることを目的として行うものです。

草津市の条例や国の省令などに基づき作成した、自主点検表や勤務体制等を運営指導前に提出していただき、指導当日に管理者とともに確認をしながら、指導を行います。

なお、運営指導の際に、著しく不適切な点が見受けられた場合、監査に移行する場合があります。

令和7年度 運営指導実施予定

	市内事業所数 (R7.4.1 時点)	R6 実績 (監査も含む)	R7 実施計画数
認知症対応型通所介護	1	0	0
認知症対応型共同生活介護	7	1	2
小規模多機能型居宅介護	10	4	4
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	1
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	0	1
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	5	3	1
地域密着型通所介護	17	11	3
地域包括支援センター	6	0	0
居宅介護支援	33	10	16
合計	81	29	28

指導対象事業所の選定方法について

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期限内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行います。この実施頻度については、介護保険施設等の数当の地域の状況や必要性等に照らして、当該期間内の実施回数を増やすこと(毎年次、新規指定時、更新時、報酬改定時等)も可能です。

(「厚生労働省 介護保険施設等運営指導マニュアル」より抜粋)

草津市は、以下の考え方で選定を行っています。

- ① これまで運営指導を行った事業所のうち、最後の運営指導から3年以上経過している事業所
- ② 次年度に指定更新を迎える事業所
- ③ 昨年度運営指導を行なった事業所のうち、文書指導以上を行った事業所
- ④ 事業所の現状を把握した上で、運営指導を行う必要があると判断した事業所
- ⑤ 新規指定を行ってから概ね1年以内の事業所